

第18回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動の該当性を判断する際は、言動の状況、前後の文脈、言動の趣旨等の諸事情を総合的に考慮する必要がある。

 - ・ 拡散防止措置については、不当な差別的言動が後を絶たないことから、条例の運用により集積された事例も踏まえ、実効性のある対応を行うことが啓発のためにも必要

- 事務連絡ほか